

「金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行	変更案
<u>◇特定口座の取扱いについて</u> <u>・当社は、特定口座(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第1項に規定する特別口座)の取扱いは行っておりません。すべて、一般口座にて処理をさせていただきます。</u>	(削除)

以 上